	第一区分	第二区分
	国内基準に係る単体自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	国内基準に係る単体自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満
イ　単体普通出資等Tier1比率 四・五パーセント以上 ロ　単体Tier1比率六パーセント以上 ハ　比率単体総自己資本八パーセント以上	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通出資等Tier1比率二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 ロ　単体Tier1比率三パーセント以上六パーセント未満 ハ　比率単体総自己資本四パーセント以上八パーセント未満	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通出資等Tier1比率一・一三パーセント以上一・二五パーセント未満 ロ　単体Tier1比率一・五パーセント以上三パーセント未満 ハ　比率単体総自己資本二パーセント以上四パーセント未満
	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令	次に掲げる自己資本の充実に係る措置に係る命令（海外拠点を有する信用金庫連合会にあってはロに掲げる命令を除く。） イ　自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ハ　総資産の圧縮又は増加の抑制 ニ　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制 ホ　一部の事務所における業務の縮小 ヘ　一部の従たる事務所の廃止

	第二区分の二	第三区分
	国内基準に係る単体自己資本比率 〇パーセント以上一パーセント未満	国内基準に係る単体自己資本比率 〇パーセント未満
法第五十三条第一項及び第二項の規定により業務に付随する業務に掲げるもの又は同条第三項の規定により同条第一項第三号に掲げる業務に付随する業務に掲げるもの若しくは新たに業務の追加をしようとする場合その他金融庁長官が必要と認める措置	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通出資等Tier1比率〇パーセント以上一・一三パーセント未満 ロ　単体Tier1比率〇パーセント以上一・五パーセント未満 ハ　比率単体総自己資本〇パーセント以上二パーセント未満	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　単体普通出資等Tier1比率〇パーセント未満 ロ　比率単体Tier1〇パーセント未満 ハ　比率単体総自己資本〇パーセント未満
自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上で当該選択に係る措置を実施することの命令		業務の全部又は一部の停止の命令